

## 刑事司法領域における問題解決型思考の展開と現代的課題：アメリカにおける歴史的展開を題材として

石田, 侑矢

<https://hdl.handle.net/2324/2236010>

---

出版情報：Kyushu University, 2018, 博士（法学）, 課程博士

バージョン：

権利関係：Public access to the fulltext file is restricted for unavoidable reason (3)

氏名	石田 侑矢			
論文名	刑事司法領域における問題解決型思考の展開と現代的課題 —アメリカにおける歴史的展開を題材として			
論文調査委員	主査	九州大学	教授	武内 謙治
	副査	九州大学	教授	豊崎 七絵
	副査	九州大学	教授	井上 宜裕

### 論文審査の結果の要旨

現在、日本では、再犯防止が刑事政策上の重要課題となっている。その中で、「累犯障がい者」、「高齢犯罪者」問題にみられるように、反復される犯罪行為の背後にある問題に着目し、「司法と福祉」の連携を図ることでその問題の解決を図る流れが現れている。しかし、どの段階で誰が主体となりどのような法的性格をもつ措置によりその問題に対処すべきかについては、学理上も実務上も激しく争いがある。こうした問題状況を前に、本論文は、アメリカにおける「問題解決型司法」の展開を分析し、日本における立法への示唆を導き出すことを試みており、行刑の代替としてこれを捉えるべきか否かが問題の核心であることを指摘する。

本論文は、序章および終章のほか5つの章から構成され、これに、参考文献一覧が付されている。

序章では、まず、「問題解決型司法」の概念が「犯罪行為の原因や背景にある問題を解決することで、再犯を予防し、再社会化を促進する刑事司法の在り方」と、「問題解決型思考」の概念が「そのような刑事司法の在り方を支える考え方」を内容とすることが示される。その上で、出口支援や入口支援、条件付起訴猶予を素材に日本におけるその展開と到達点が確認される。「司法と福祉の連携」という場合の「司法」の意義が不明確な点に理論的な課題があることが明らかにされる。

第1章から第5章では、5つの時代区分に基づきアメリカの動向が分析される。各章で明らかにされるのは次の事柄である。第1章は、植民地時代から1920年代までを対象とする。刑事司法における問題解決型思考の萌芽は施設内処遇であるペンシルベニア制に求められ、そこでは犯罪行為者の性格や人格を犯罪原因として措定した上で宗教上の理念に基づく処遇措置がとられた。社会内処遇であるパロールは、この時期、刑事施設の収容人員の調整手段の性格が強く、プロベーションは、酌量の問題を抱える対象者を自律的な市民へと改善することで拘禁刑を回避するものであった。

第2章の対象となるのは、1920年代から1950年代までである。この時代、施設内処遇では大恐慌を背景とする民業圧迫論の高揚により問題解決機能を一元的に担っていた刑務作業が縮小された。その結果、教育やカウンセリング、職業教育、社会奉仕活動といった各種プログラムに問題解決機能が分化した。社会内処遇では、プロベーションとパロールにソーシャルワークの技術が取り入れられたことで独自の問題解決機能が展開された。

第3章は、1960年代から1970年代までを対象とする。大統領委員会報告書『自由社会における犯罪の挑戦』(1967年)にみられるように、この時期、「経費節約と効率化」を図るために刑事法制度のシステムの把握が進められ、問題の解決のために効率的な資源の分配が中央集権的に図られた。

これを通して、それまで行刑とプロベーションが独自に担っていた問題解決機能が行刑段階で一元化された上で、プロベーション、パロール、ダイバージョンの各段階に分配され、刑事司法システム全体で効率的な問題解決が指向された。さらに、当初、精神障がい者を有する犯罪行為者への対応に焦点が当てられていたダイバージョンが拡大され、起訴前段階でも問題解決型思考が展開された。もっとも、この時期、問題解決機能の中心に据えられたのは依然として施設内処遇であり、社会内処遇やダイバージョンはその代替の機能を果たすことが期待されたに留まった。

第4章が対象とするのは、1970年代から2008年までである。この時期、医療モデルと処遇思想の衰退、公正モデルの台頭を背景に、ジャスト・ディザートの発想を基礎に据えた量刑改革と厳罰化政策が展開された。その帰結として生じた刑事施設の過剰収容と刑事司法制度の機能不全が起これ、この問題への対処策として問題解決型裁判所が発展した。すなわち、行刑では犯罪行為者が抱える個別的な問題を処遇によって解決する指向が希薄化し、プロベーションでは集中監督や中間制裁の性格をもつ措置の導入により監視的側面が強められた。また、ラベリング理論への批判の高まりに伴い、ダイバージョンは縮小させられた。問題解決型裁判所は、こうして低下した問題解決機能を補完するものとして展開された。この時期、リエントリー・コートの制度がパロールに組み込まれることで、問題解決型裁判所の制度は釈放段階にまで拡張した。

第5章の対象は、2009年から現在までである。経済性と効率性を重視する”Smart on Crime”イニシアティブの下で、ダイバージョンが再び推進されるようになってきている。これにより問題解決型裁判所が担ってきた問題解決機能がダイバージョンに分配されるようにもなっている。しかし、ダイバージョンに担わされている問題解決機能は限定されており、問題解決型裁判所の機能を補完するに過ぎないものである。検察官の民主的正当性の問題もあり、ダイバージョンを活用した起訴前の問題解決が問題解決型裁判所によるそれにとって代わられているわけではない。

終章では、これまでの検討が総括された上で、日本への示唆が検討される。「司法と福祉の連携」は、行刑段階以外でなされる問題解決型思考に基づく各種措置を行刑の代替として捉えるのか、それとは切り離された福祉的支援として捉えるかとの視座から実質的な検討を要すること、条件付き起訴猶予の立法措置をとり起訴前段階を刑事司法制度の問題解決型機能の中心に据えることには慎重であるべきことが指摘される。

日本でも、これまでアメリカにおける問題解決型司法をめぐる動向が伝えられてきたが、ドラッグ・コートを中心とした各論的な紹介に留まっていた。本論文は、メンタルヘルス・コートやDVコートなど代表的なものだけでも全米で13種類を数え、多様な形態をもつ問題解決型司法の意義と課題を、歴史・刑事政策・犯罪学上の文脈を押さえる形で、総論的に明らかにしている。その検討作業自体がアメリカにおける犯罪学や犯罪者処遇の変遷の通史的な分析ともなっており、意義をもつ。問題解決型裁判所が刑事司法システム内で担われてきた問題解決機能を従来とは異なる形で果たすものとして展開してきている点を明らかにしたことに、意義が認められる。

本論文には不十分な点もある。著者による「問題解決型司法」の理解にしたがった場合でも、少年司法制度の分析は重要になるが、本論文ではこれが視野に入れられていない。また、離脱研究やライフコース論の有力化という近時の犯罪学の潮流との関係如何についても十分な分析がなされていない。責任や応報との関係をどのように分析・理解するのかという問題も、とりわけジャスト・ディザートの政策潮流との関係で重要であるが、本論文では十分な掘り下げがなされていない。起訴前段階における事件処理の法的な問題性についても、とりわけ検察官の民主的統制と準司法官的役割を承認することの是非につき、なお精緻な比較と検討が必要である。

しかし、これらの点は、問題解決型司法自体の複雑さを表している側面をもつともいえ、本論文を博士論文として評価することを妨げるものではなく、むしろ今後の課題として継続的かつ発展的

な研究に期待すべきものである。

以上により、本論文は、調査委員全員一致で、博士課程修了により博士（法学）の学位を授与するのに値するものと認定する。